

南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画

平成29年6月23日

中央防災会議幹事会

平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定
平成 29 年 6 月 23 日改定

目 次

第1章 具体計画の適用について

1. 具体計画の位置づけ	1
2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立	1
(1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準	1
(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置	2
(3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の 関係機関との密接な連携	3
3. タイムラインに応じた目標行動	3
4. 用語の定義	4

第2章 緊急輸送ルート計画

1. 趣旨	6
2. 緊急輸送ルートに対する発災時の措置	6
(1) 緊急輸送ルート計画	6
(2) 関係機関による連携と国民への協力要請	7
(3) 緊急輸送ルートの点検、啓開	7
(4) 必要な交通規制の実施	8
(5) 港湾等及び河川の活用	8

第3章 救助・救急、消火活動等に係る計画

1. 趣旨	10
2. 救助・救急、消火等に必要な部隊の動員の考え方	10
(1) 被災地域内の救助・救急、消火等要員の最大限の動員	10
(2) 広域応援部隊の派遣	10
3. 広域応援部隊の派遣先	11
(1) 被害想定を踏まえた派遣	11
(2) 発災後の情報収集に基づく計画の修正	12
(3) 広域応援部隊の派遣手順	12
(4) 発災時の情報共有	13
4. 広域応援部隊の活動に必要な拠点	14
(1) 部隊の進出のための拠点	14
(2) 部隊の活動のための拠点	17
5. 警察、消防、自衛隊及び国土交通省の部隊間の活動調整と活動支援	17
(1) 部隊間の活動調整	17
(2) 部隊の活動支援	17
6. 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶並びに災害対策用機械	17
(1) 従事する活動及び規模	17
(2) 航空機の運用の考え方	18

(3) 艦船・船舶の運用の考え方.....	19
(4) 災害対策用機械の運用の考え方.....	19
7. 警察庁、消防庁、防衛省及び国土交通省の部隊派遣の方針.....	20
(1) 警察庁.....	20
(2) 消防庁.....	22
(3) 防衛省.....	25
(4) 国土交通省.....	27

第4章 医療活動に係る計画

1. 趣旨.....	29
2. 国、都道府県の役割.....	29
(1) 都道府県の役割.....	29
(2) 国の役割.....	29
3. 発災直後のDMAT派遣.....	29
(1) DMATの派遣要請.....	29
(2) DMATの参集.....	30
(3) DMATへの任務付与及び指揮.....	31
4. 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復.....	32
5. 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）.....	32
(1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義.....	32
(2) 患者搬送の考え方.....	33
(3) 航空搬送拠点.....	33
(4) 広域医療搬送.....	35
(5) 地域医療搬送.....	35
6. DMAT以外の医療チームの活動.....	36

第5章 物資調達に係る計画

1. 趣旨.....	37
2. プッシュ型支援による物資調達の対象品目、対象府県.....	37
(1) 対象品目.....	37
(2) 対象となる被災府県.....	37
3. プッシュ型支援の実施手順.....	37
4. 広域物資輸送拠点等.....	39
(1) 広域物資輸送拠点等.....	39
(2) 広域物資輸送拠点等の施設基準及び代替拠点の確保.....	39
5. 飲料水の調達計画.....	40
(1) 飲料水の必要量.....	40
(2) 被災府県別調達計画.....	40
6. プッシュ型支援の実施計画.....	42

(1) 必要量.....	42
(2) 被災府県別調達・供給計画.....	43
7. プル型支援の実施.....	69
8. 全国的な物資不足等への対応.....	69
9. 平時の生産・流通体制への早期回復.....	69

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に係る計画

I 燃料供給	
1. 趣旨.....	70
2. 石油業界における基本的な燃料供給体制.....	70
(1) 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築.....	70
(2) 「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」 に基づく相互連携.....	70
3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」.....	70
(1) 重点継続供給.....	70
(2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有.....	71
4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」.....	71
(1) 重要施設への優先供給体制.....	71
(2) 優先供給要請の手順.....	72
(3) 費用の国庫負担.....	72
5. 臨時の給油施設に対する供給手順.....	72
6. 燃料輸送・供給体制の確保.....	73
(1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保.....	73
(2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保.....	73
7. 全国的な燃料不足への対応.....	74
II 電力・ガスの臨時供給	
1. 趣旨.....	75
2. 電力業界における広域での需給調整体制.....	75
3. 電力業界、ガス業界における広域での支援体制.....	75
(1) 電力業界.....	75
(2) ガス業界.....	76
4. 重要施設への臨時供給.....	76
(1) 電力業界.....	76
(2) ガス業界.....	77
5. 緊急通行車両等の通行体制の確保.....	77

第7章 防災拠点

1. 防災拠点の種類及び機能.....	78
2. 海上輸送拠点.....	79

3. 大規模な広域防災拠点とその役割	79
別表2-1 緊急輸送ルート of 路線及び区間	82
別表3-1 都道府県別の被害規模と警察及び消防機関の体制	108
別表3-2 「広域進出拠点 (◎)」、重点受援県内の「進出拠点 (○)」、 「DMAT陸路参集拠点 (○)」(候補地)の一覧	109
別表3-3 航空機用救助活動拠点 (候補地)	112
別表4-1 被災地内の航空搬送拠点候補地	114
別表4-2 被災地外の航空搬送拠点候補地	116
別表5-1 広域物資輸送拠点	118
別表6-1 製油所・油槽所	121
別表7-1 海上輸送拠点	125
別図2-1 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図	126
別図2-2 緊急輸送ルート、各種防災拠点 一覧図 (詳細版)	135
別図4-1 DMAT陸路参集のイメージ	178
別図4-2 各航空搬送拠点と災害拠点病院等の位置関係	182

第1章 具体計画の適用について

1. 具体計画の位置づけ

- (1) この南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「特措法」という。）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月中央防災会議）」第4章において作成するとされた災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画であり、南海トラフ地震発生時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及びこれに基づく防災計画等と相まって、主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるものである。
- (2) 具体計画は、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会（座長：阿部勝征東京大学名誉教授。以下「モデル検討会」という。）」において最新の科学的知見に基づき想定した最大クラスの地震・津波の震度分布及び津波高の推計結果並びに中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（主査：河田恵昭関西大学教授。以下「対策検討WG」という。）」が報告した被害想定に基づき、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定めている。
- (3) 具体計画は、南海トラフ地震がいつ発災しても対処できるよう、現時点において保有している部隊、利用可能な資機材、施設、防災拠点等を前提に活動内容を定めている。したがって、南海トラフ地震を想定した各種訓練を通じて、具体計画の内容を評価し、定期的に改善していくことで、実効性を高めていくこととする。また、インフラ、施設、資機材等の整備の進捗に応じて随時必要な見直しを行う。
- (4) また、東海地震、東南海・南海地震その他の東海地方、東南海地方、南海地方いずれかの南海トラフ沿い及びその周辺の地域で起こり得る地震災害への対応についても、南海トラフ巨大地震の被害想定に基づく活動内容を基本として今後検討する。

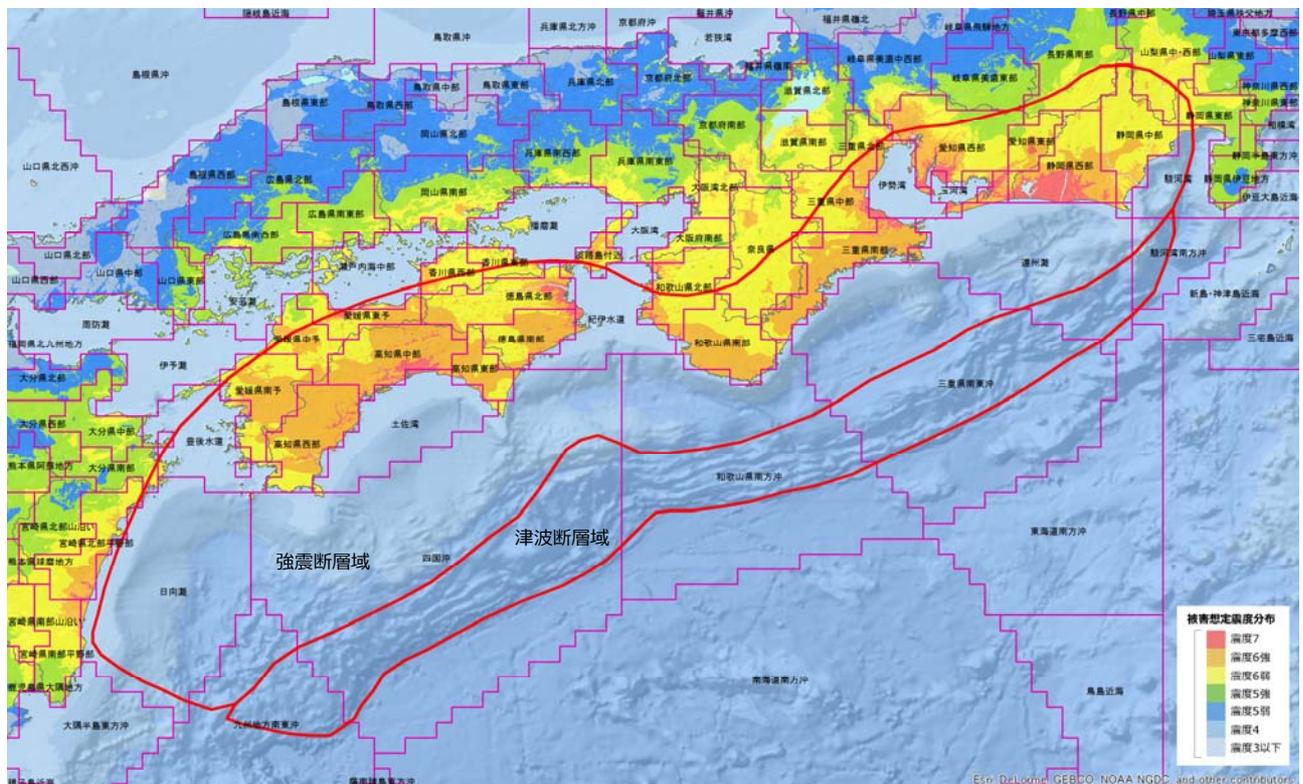
2. 具体計画に基づく初動対応と活動体制の確立

- (1) 具体計画に基づく初動対応を行う判断基準
 - ① 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、
 - ・ 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域

と重なる区域であり、

- ・ 中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。
- ② 上記①の基準に相当する地震が発生後、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域¹⁾と震央地名図²⁾



1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等（平成24年8月29日公表資料1-1）

2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/region/>

(2) 災害緊急事態の布告と緊急災害対策本部の設置

- ① 政府は、速やかに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置を閣議にて決定し、速やかに法第108条に基づく災害緊急事態への対応基本方針を定める。
- ② 対応基本方針には、次に掲げる事項を定め、広く国民及び企業に対して協力を要請する。
 - ・ 災害応急対策に必要な部隊、物資等を被災地に投入するための緊急輸送ルートを確認し、緊急通行車両等の通行の確保に全力を挙げる

- ・ 国防、社会秩序の維持及び消防のために不可欠な部隊を除く警察、消防、自衛隊及び海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEG-FORCE）その他の応援部隊を被災地に迅速に最大限投入し、人命救助を第一とした災害応急対策活動に全力を尽くすこと
 - ・ 被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、応援部隊を重点的に投入すること
 - ・ 被災地域以外の警察、消防が被災地への対応に全力を挙げなければならないことを踏まえ、広く国民及び企業に対して、防犯、防災、防火、救急等に関し、自助・共助の意識をもって各地域で取り組むよう、積極的な理解と協力を求めること
 - ・ 食料、飲料水、医療物資、燃料及び生活必需品を被災地向けに全国からできる限り確保し、遅滞なく供給するとともにこれらの物資の買いだめ、買い急ぎを防止すること
 - ・ 被災地住民の生活の復旧等のため、電気、ガス、水道、通信等のライフラインの復旧に全力を挙げるとともに、道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラの早期復旧を目指すこと
 - ・ 被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者に対して「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の協力を求めること
- ③ 緊急災害対策本部は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整を行う。

- (3) 緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携
- ① 政府は、南海トラフ地震が発生した場合には、被害状況に応じて、速やかに中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のうち被害が甚大な地域に、緊急災害現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）を設置する。
 - ② 政府現地対策本部は、被災府県の災害対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

3. タイムラインに応じた目標行動

- (1) 具体計画では、発災時からの経過時間に応じた5頁に示すタイムラインを目安に、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行う。
- (2) このタイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルートの通行確保、救助・救急活動、消火活動、医療活動、物資供給、燃料供給、電力・ガスの臨時供給等の活動を整合的かつ調和的に行うための目安である。実際には地震の発生時間や被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

4. 用語の定義

具体計画の各章を通じて使用される次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- ・ 南海トラフ地震：特措法第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。
- ・ 南海トラフ巨大地震：モデル検討会で想定された南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものをいう。
- ・ 被災都府県：特措法第3条の南海トラフ地震防災対策推進地域をその区域に含む都府県をいう。
- ・ 被災府県：被災都府県のうち、東京都を除くものをいう。

防災拠点：第7章1.(3)の表に従い分類、整理された広域進出拠点、進出拠点、救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点及び海上輸送拠点をいい、それぞれの防災拠点の定義は、各章ごとにその詳細を定める。

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に係る計画

I 燃料供給

1. 趣旨

- (1) 南海トラフ地震の発生により多くの製油所・油槽所・LPガス輸入基地等が被災する状況にあっても、全国的な燃料供給を確保しつつ、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) このため、資源エネルギー庁は、石油精製業者等による系列供給網ごとの業務継続計画（以下「系列BCP」という。）を基本としつつ、必要に応じて、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第13条及び第14条に定める「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく系列を越えた相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。
- (3) また、防災拠点や、災害応急対策活動に不可欠な重要施設の業務継続に必要な燃料を確保し、迅速かつ円滑に供給するため、上記供給体制と連携して進めるべき「重点継続供給」及び「優先供給」の手順を定めるとともに、関係省庁の連携による燃料輸送・供給体制の確保に関する事項についても併せて定める。

2. 石油業界における基本的な燃料供給体制

- (1) 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築
 - ・ 資源エネルギー庁は、石油精製業者等による、「系列BCP」に定めた目標復旧時間内を目安に、系列の運送業者や石油販売業者（SS）も含めた、各社系列の石油供給網全体の早期復旧を指導し、安定供給の体制を早期に構築する。
- (2) 「災害時石油供給連携計画」及び「災害時石油ガス供給連携計画」に基づく相互連携
 - ① 経済産業大臣は、発災後、緊急災害対策本部の設置が決定された場合には、石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画（以下「石油連携計画」という。）」及び「災害時石油ガス供給連携計画（以下「石油ガス連携計画」という。）」の実施勧告を速やかに行う。
 - ② 石油精製業者等は、上記勧告を受け、系列ごとの供給体制を基本としつつ、事前に経済産業大臣に届け出た「石油連携計画」及び「石油ガス連携計画」を実施に移し、系列を越えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。

3. 防災拠点等に存する給油施設への「重点継続供給」

- (1) 重点継続供給
 - ① 緊急災害対策本部は、災害応急対策活動用の車両や航空機への燃料供給体制の確保

のため、発災後、次に掲げる給油施設の中から、重点的かつ継続的な燃料補給（以下「重点継続供給」という。）を行い、給油活動を維持すべき施設を指定し、資源エネルギー庁に対して、当該指定施設に対する重点継続供給を行う体制を構築するよう要請する。

(ア) 緊急輸送ルート上に位置する広域進出拠点又は進出拠点（別表3-2に掲げる施設のうち、給油施設を有するもの）に存する中核給油所

(イ) 救助活動拠点（候補地）の最寄りの中核給油所

(ウ) 航空機用救助活動拠点（候補地）に存する給油施設

(エ) 上記（ア）、（イ）、（ウ）のほか、被災地に所在する中核給油所のうち、緊急災害対策本部が災害応急対策の円滑な実施のために重点継続供給を行うべきと判断するもの

② 資源エネルギー庁は、当該要請を受け、2. の供給体制の下で、石油精製業者等が、緊急災害対策本部からの都度個別の要請を受けずとも、民間取引ベースで当該施設に対して燃料補給を継続する体制を構築する。

③ 重点継続供給を行う中核給油所（上記（ア）、（イ）、（エ））においては、緊急自動車、緊急通行車両確認標章を掲示する車両及び自衛隊車両（以下「緊急車両」という。）に対して優先的に給油を行う。このほか、緊急車両以外の道路啓開車両等優先的な給油の対象となる車両の追加の必要性の有無、必要な場合の車両の判定方法等については、今後、関係省庁において検討を進めることとする。

④ 緊急災害対策本部は、重点継続供給の必要性がなくなった施設については、その旨を資源エネルギー庁に伝達する。

(2) 重点継続供給を行う給油施設に関する情報収集・共有

① 資源エネルギー庁は、中核給油所の油種等を取りまとめ、あらかじめ内閣府に共有しておくものとする。

② 緊急災害対策本部は、発災後、重点継続供給を行うべき給油施設を資源エネルギー庁に伝達するとともに、当該給油施設に関する情報（給油所の場所、油種）を、緊急輸送ルートの確保、救助・消火活動、医療、物資輸送等を担当する省庁に対して速やかに共有するものとする。

4. 業務継続が必要な重要施設への「優先供給」

(1) 重要施設への優先供給体制²⁶

① 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下「優先供給施設」という。）については、当該地方公共団体において、

²⁶ 資源エネルギー庁では、重要施設や臨時的給油施設に対する燃料供給をより円滑に行うために、地方公共団体、関係省庁等が構築すべき体制等について詳細にまとめた「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」を別途策定している。

対象施設をあらかじめ把握するとともに、当該施設が保有する自衛的備蓄²⁷が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。

- ② 被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、当該施設管理者と石油販売業者との間の通常取引や、被災地方公共団体の調整では、優先供給施設の燃料確保が困難であると認めるときは、当該都府県の区域内の燃料需要をとりまとめ、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。
- ③ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、上記に準じて、緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請することができるものとする。
- ④ 資源エネルギー庁は、優先供給の実施のために必要に応じ、石油連盟及び日本LPガス協会に対して、小口燃料配送拠点及びLPガス中核充填所への燃料補給体制を構築するよう要請する。

（２）優先供給要請の手順

- ① 上記（１）により被災都府県又は関係省庁が緊急災害対策本部に要請を行う場合には、優先供給施設を指定し、その管理者との間で費用負担者について合意した上で行うものとする。要請に際して、燃料在庫が枯渇するまでの時間が明確な場合にはそれを明示し、可能な範囲で供給の優先順位を検討する。
- ② 緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会及び日本LPガス協会に対して、被災都府県又は関係省庁から示された納入施設に燃料を輸送、供給するよう要請する。
- ③ 資源エネルギー庁は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討する。

（３）費用の国庫負担

優先供給を要請した燃料のうち、災害救助法に基づき都道府県が行う応急救助に必要な燃料については、同法の規定により、その一部を国が負担する。

5. 臨時の給油施設に対する供給手順

- （１）被災都府県は、運動公園など部隊の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合には、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。
- （２）被災都府県は、上記にあたっては、区域内のSS等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制を速やかに構築する。（その安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン（平成25

²⁷ 資源エネルギー庁では、電力・ガス供給が途絶えた状態であっても業務継続が必要とされる重要インフラ施設は、交通途絶、災害時の燃料供給体制の構築、輸送手段の確保の時間等を考慮して、発災から4日程度は自衛的な燃料備蓄で対応することを想定している。

年 10 月 3 日消防災第 364 号、消防危第 171 号)」を活用し、発災前に事前計画を作成して消防本部と相談しておくべきものである。）

6. 燃料輸送・供給体制の確保

(1) 陸上輸送路の通行確保・輸送手段の確保

- ① 道路管理者は、緊急輸送ルートとして計画されている製油所・油槽所（別表 6-1）へのアクセス道路については、道路啓開を優先的に行う。また、都道府県警察は、道路啓開状況を踏まえ、必要な交通規制を行う。
- ② 緊急災害対策本部は、次に掲げる事項に留意しつつ、燃料の円滑な輸送・供給のための措置を検討する。
 - ・ ディーゼル車の排気ガス規制条例（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県）
 - ・ 道路法による長大・水底トンネルにおける燃料輸送車両の通行禁止措置
 - ・ 鉄道タンク車が走行可能な路線の確保と貨物車両の確保
- ③ 燃料の輸送は、供給依頼を受けた者自らが行うことを原則とする。ただし、被災の影響により石油精製業者自ら陸上輸送手段（タンクローリーやドラム缶詰燃料の輸送に用いるトラック、鉄道タンク車等の車両）を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれのある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。
- ④ 資源エネルギー庁、関係省庁及び地方公共団体は、平時より、燃料を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領（第 5 章 3. 参照）による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくものとする。
- ⑤ 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、燃料の輸送を行う事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。
- ⑥ 被災地における中核給油所では多数の給油希望者が集中することによるトラブルが予想されるため、資源エネルギー庁は、中核給油所情報を警察庁及び都道府県警察と共有する。

(2) 海上輸送路の航行確保・海上輸送手段の確保

- ① 国土交通省地方整備局及び港湾管理者は、石油精製業者等の策定した「系列 B C P」と整合を取りつつ、「港湾 B C P」に基づき、被災地域内の使用できる、又は早期に復旧できる製油所・油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。
- ② 海上保安庁は、製油所・油槽所が津波被害等により海上に油等が流出し、災害応急対策に支障が生じ、又は海上火災等の二次災害の発生おそれがある場合には、航行船舶の避難誘導活動等の措置を講じるとともに、排出の原因者等に対する指導・助言・命令を行う。また、海上保安庁及び国土交通省地方整備局は、状況に応じ、各石油精製業者及び石油連盟による油等の防除作業に協力する。
- ③ 被災の影響により石油精製業者自ら海上輸送手段（フェリー、RORO 船など）を手配

することが困難で、輸送に支障が生じるおそれがある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、緊急災害対策本部が輸送手段の確保を調整する。

- ④ 緊急災害対策本部及び政府現地対策本部は、国土交通省地方整備局及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。

7. 全国的な燃料不足への対応

- (1) 南海トラフ地震のように大規模・広範な災害では、非被災地も含め、全国的に燃料の生産・物流体制に大きな影響が生じると見込まれる。このため、緊急災害対策本部及び資源エネルギー庁は、非被災地も含めた燃料の安定供給に関して、2. の石油関連業界団体における燃料供給体制と緊密に連携し、安定供給に向けた必要な措置を講じる。

- (2) 政府は、燃料の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民への呼びかけを行う。

II 電力・ガスの臨時供給

1. 趣旨

- (1) 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する必要がある。
- (2) このため、経済産業省は、電気事業者（一般送配電事業者及び指定公共機関である電気事業者をいう。以下同じ。）、ガス事業者（一般ガス導管事業者及び一般ガス導管事業者からガスの託送供給を受けるガス小売事業者をいう。以下同じ。）が迅速かつ円滑な災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を直ちに構築する。
- (3) また、電力業界、ガス業界の災害応急対策活動における電源車や移動式ガス発生設備による重要施設への電力やガスの臨時的な供給（以下「臨時供給」という。）及び「臨時供給を担う電源車等への石油業界等による燃料供給」に関する事項を定める。

2. 電力業界における広域での需給調整体制

- (1) 電力需給に著しい不均衡が生じ、被災一般送配電事業者がそれを緩和することが必要であると認めた場合、被災一般送配電事業者は、災害時における他の一般送配電事業者との協定又は電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の広域的な電力融通に基づく電力融通を受けるため、他の一般送配電事業者又は電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。
- (2) 電力広域的運営推進機関は、南海トラフ地震によって生じた電力需給の不均衡を緩和するため、電気事業法に基づき、電力広域的運営推進機関の会員企業に対し、電力融通の指示を行う。
- (3) 経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域連携に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

3. 電力業界、ガス業界における広域での支援体制

(1) 電力業界

- ① 被災電気事業者は、災害時における他の電気事業者との協定又は電気事業法に基づく電力広域的運営推進機関の広域的な調整機能に基づく資機材・人員の融通を受けるため、電力広域的運営推進機関に必要な要請を行う。
- ② 電力広域的運営推進機関は、被害の態様に応じ、被害を受けていない電力広域的運営推進機関の会員企業に対し、被災電気事業者への必要な資機材・人員等の融通について、指示を行う。
- ③ 経済産業省は、電気事業者又は電力広域的運営推進機関に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・

調整を行う。

(2) ガス業界

- ① 被災一般ガス導管事業者は、一般社団法人日本ガス協会を中心とした広域支援体制による支援を受けるため、一般社団法人日本ガス協会に必要な要請を行う。
- ② 一般社団法人日本ガス協会は、被災一般ガス導管事業者からの支援要請を受けた場合、被害を受けていない一般社団法人日本ガス協会の会員企業に対し、被災一般ガス導管事業者に対する必要な資機材・人員等の融通について、協力を要請する。一般社団法人日本ガス協会は、支援人員を指揮し、必要な作業に当たらせる。
- ③ 経済産業省は、一般社団法人日本ガス協会に対して、広域での資機材・人員支援に係るスキームが適切に働くよう、これらの関係機関と必要な連絡・調整を行う。

4. 重要施設への臨時供給

(1) 電力業界

- ① 都府県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、一般送配電事業者と共有する。
- ② 被災一般送配電事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、被災都府県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、上記のリストに掲載された施設等について、電力の臨時供給の必要性を確認する。被災都府県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を、被災一般送配電事業者に対し要請する。
- ③ 被災一般送配電事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、系統の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。
- ④ 被災都府県は、当該被災都府県と被災一般送配電事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ⑤ 緊急災害対策本部は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般送配電事業者に対して、被災都府県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。
- ⑥ 国による災害応急対策の実施のために不可欠な施設、二次災害防止の観点から重要な施設（排水機場、毒劇物を取り扱う施設等）を所管する省庁も、緊急災害対策本部による調整の後、経済産業省を通じて臨時供給を要請することができるものとする。
- ⑦ 電源車が不足する場合には、一般送配電事業者は、3.(1)に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ⑧ 被災一般送配電事業者は、電源車等の燃料が不足する可能性がある場合には、経

経済産業省を通じ、全国石油商業組合連合会、石油連盟等と調整を行う。

(2) ガス業界

- ① 一般ガス導管事業者は、都府県の協力を得て、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる重要施設（災害拠点病院、救急指定病院等）のリストをあらかじめ作成し、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、都府県と共有する。
- ② 被災一般ガス導管事業者は、発災後、どの地域で供給支障が発生しているのかについて、また、上記のリストに掲載されている施設等のガスの供給状況について、被災都府県に情報を提供する。被災地域の災害応急対策の実施責任者たる被災都府県は、上記のリストに掲載された施設等について、直接又は一般ガス導管事業者を通じて、ガスの臨時供給の必要性を確認する。被災都府県は、当該確認によって得られた情報に基づき、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給を、被災一般ガス導管事業者に対し要請する。
- ③ 被災一般ガス導管事業者は、当該要請に基づき、重要施設に対し、必要に応じ、速やかに臨時供給を行う。
- ④ 被災都府県は、当該被災都府県と被災一般ガス導管事業者との間で、優先すべき重要施設の調整が調わない場合には、緊急災害対策本部の調整による臨時供給を要請する。
- ⑤ 緊急災害対策本部は、被災都府県の決定した優先順位を基本として、必要に応じて優先順位を検討し、経済産業省を通じて、被災一般ガス導管事業者に対して、被災都府県から示された重要施設に臨時供給するよう要請する。
- ⑥ 移動式ガス発生設備が不足する場合には、一般ガス導管事業者は、3.(2)に記載の広域的な資機材、人員の融通を図ることとする。
- ⑦ 燃料となる液化石油ガスが不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は、ガス事業者間での液化石油ガスの融通について必要な調整を行う。当該調整によってもなお液化石油ガスが不足する場合には、一般社団法人日本ガス協会は経済産業省に依頼し、経済産業省は必要な調整を行うものとする。

5. 緊急通行車両等の通行体制の確保

- (1) 経済産業省、電気事業者及び一般ガス導管事業者は、平時より、災害応急対策活動用の車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領（第5章 3. 参照）による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくものとする。
- (2) 都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、災害応急対策活動を行う電気事業者及び一般ガス導管事業者は、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保するものとする。